

北海道立消費生活センター指定管理者候補者決定基準

申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- ア 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること。
- イ 道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出捐又は出資を受けていないこと。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で689,405千円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
 - 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
 - コンソーシアムとして申請した構成員が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手續条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

< 指定手続条例第 4 条 >

(選定)

第 4 条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第 4 条第 5 号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第 4 条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、(2)の必須項目審査及び(3)の加点項目審査に係る審査項目の 2 種類とする。

審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表 1 に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表 2 に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表 3 に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表 4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までを有効数値とする。

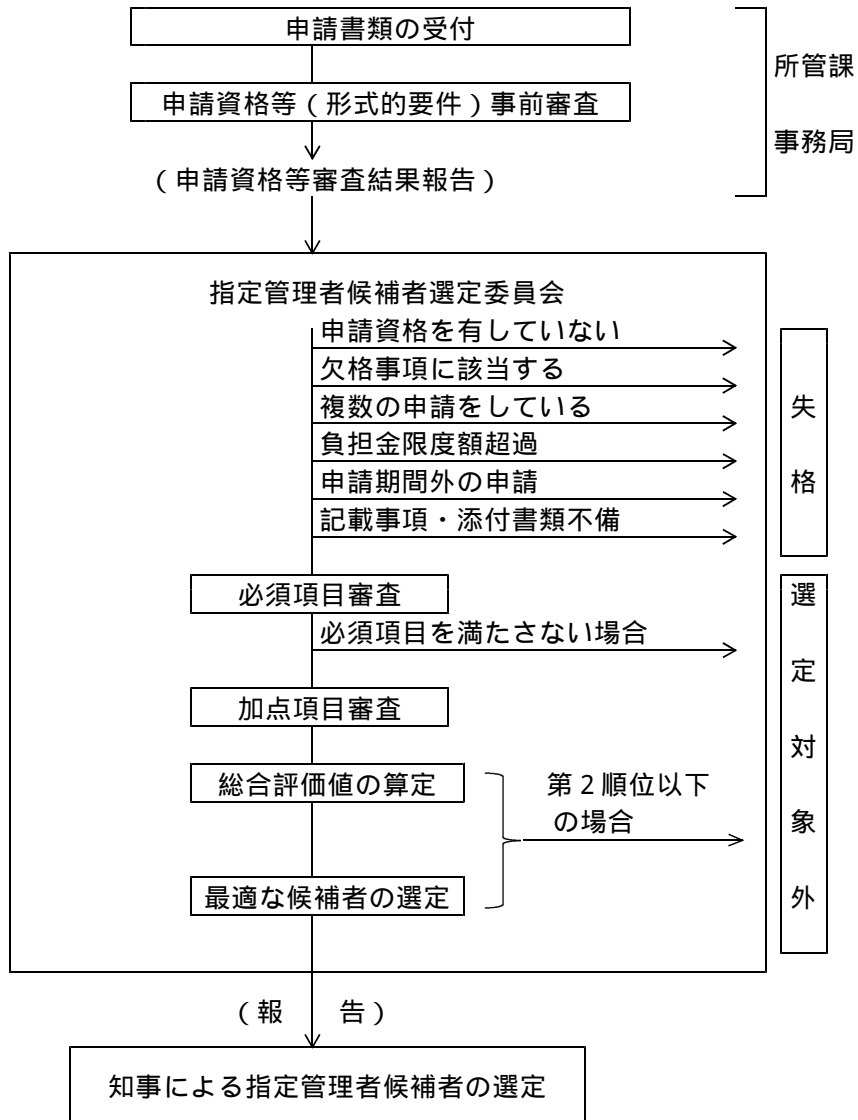
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第 5 条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

< 参考 >

指定管理者候補者決定までの流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目				
申請資格を有していること。 欠格事項に該当しないこと。 複数の申請をしていないこと。 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した限度額以下であること。 申請書類が申請期間内に所定の提出先に提出されていること。 申請書類の記載事項に不備がないこと。				
			} 注1	
		申 請 資 格	単 体	コンソーシアム (構 成 員)
		説 明		
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。		
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。		注2
イ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。			
			単 体	コンソーシアム (構 成 員)
欠 格 事 項				
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体			
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者			
ウ	破産宣告を受けた法人又は清算法人			
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員			

注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成員が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況 (主な審査資料)
<p>正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。</p>	<p>【平等利用の確保】 利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。</p>	<p>(業務計画書)</p>
<p>業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。</p>	<p>【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。</p>	<p>(業務計画書)</p>
	<p>【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること。 c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。</p>	<p>(業務計画書)</p>
	<p>【道全体として取り組むべき課題への対応】 d) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の3及び4に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること。 e) ICT(情報通信技術)を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること。</p>	<p>(業務計画書)</p>
	<p>【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。 b) 要求水準等に定める管理に必要な体制等を満たしていること。</p> <p>【資産及び財務の状況】 c) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと。 d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。</p> <p>【法令遵守能力等】 e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。 f) 役員等(法人でない団体にあつては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと。 g) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと。 h) 社会保険等の届出義務を履行していること。</p>	<p>(業務計画書)</p>
<p>(業務計画書)</p>		
<p>(財務関係資料)</p>		
<p>(納税証明書)</p>		
<p>(定款・寄付行為、誓約書等) (誓約書等) (社会保険等届出義務履行証明書等)</p>		
<p>収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。</p>	<p>【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること。 b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと。 c) 年度毎の極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。</p>	<p>(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)</p>
<p>前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準</p> <p>・消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。</p>	<p>【公平性・中立性】 消費者からの相談等の解決のため、事業者とのあつせん等及び情報提供等において、公平性・中立性が確保される団体であること。</p>	<p>(定款、寄付行為等)</p>

申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点点目審査に係る審査項目及び配点表

	審査項目	配点
条例第四号関係（第一号から第四号）	1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	(5点)
	施設の利用に当たり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	5
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(10点)
	利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	5
	利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	5
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(20点)
	業務遂行に必要な人員の配置及び教育が充実していること。	10
	業務処理を安定して行うための能力を有していること。	10
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(40点)
	道が支払う管理費用の総額が安価であること。	30
収支計画書の内容が適切であること。	10	
第四号第五号	5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。	(25点)
	消費者被害の救済の方策が実効性のあるものであること。	10
	消費者教育の推進の方策が実効性のあるものであること。	5
	見守りネットワークの推進の方策が実効性のあるものであること。	5
	消費者の安全・安心の確保の方策が実効性のあるものであること。	5
	合計	100

【表4】評価方法

	加算項目に係る提案内容評価の意味合い(判断基準)	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する5段階評価	提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて非常に的確である。 提案内容が有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて的確である。 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点×0.75
	提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて概ね的確である。 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で概ね水準を満たしている。	C	配点×0.50
	提案内容に、当該評価項目についての理解・認識が認められる。 提案内容に、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性はあまり認められない。	D	配点×0.25
	当該評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加算水準まで達していない。 提案内容に、加算水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点×0.00
価格に対する評価	<p>申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額(5ヶ年の総額)」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。</p> <p><算出例> 配点が30点の場合 申請者A : 道が支払う管理費用総額 500,000千円(最低価格1番札) 得点 30点×1.00=30点 申請者B : 道が支払う管理費用総額 530,000千円(2番札) 得点 30点×500,000千円/530,000千円 =28.301点 28.30点(小数点以下第3位四捨五入)</p>		

加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、別表により評価を行う。

ただし、4の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

- 1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。〔配点5点〕
（評価事項）
a 平等利用を確保するための具体的方策が盛り込まれている。

- 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。〔配点5点〕
（評価事項）
a 消費者（団体）の消費生活に関する啓発・教育の場となるような方策が有効かつ実効性があるものである。
b 施設の利用を促進するためのPR等の方策が有効かつ実効性があるものである。
c 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。
d 利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化の導入などが予定（実施）されている。

利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点5点〕
（評価事項）
a 利用者に対する説明や案内方法等、質の高いサービスの提供に関する方策が提案されている。

- 3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。〔配点10点〕
（評価事項）
a 消費生活相談員（消費生活アドバイザー等の資格を有する者）や苦情処理専門員（弁護士等）職員の配置、体制整備等の提案が優れている。
b 市町村の苦情相談処理に対し、的確に支援するための方策が提案されている。

業務処理を安定して行うための能力を有していること。〔配点10点〕
（評価事項）
a 消費生活相談の実績を有している。
b 商品テストを行った実績を有している。
c 施設管理に係る運営ノウハウを有している。

- 4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。〔配点30点〕
道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点10点〕
（評価事項）
a 収支計画書が業務計画書の内容を十分に実現することができるものであること。

- 5 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行

政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。

消費者被害の救済の方策が実効性のあるものであること。〔配点10点〕

(評価事項)

- a 消費生活相談対応等による消費者被害を救済するための方策が、実効性があるものである。
- b 市町村の消費生活相談処理を支援するための方策が、実効性があるものである。

消費者教育の推進の方策が実効性のあるものであること 〔配点5点〕

(評価事項)

- a 消費者教育のコーディネート機能の確保や消費者教育の体系的推進、様々な媒体・手法による情報提供や啓発、並びに消費者市民社会形成推進のための方策が、実効性があるものである。

見守りネットワークの推進の方策が実効性のあるものであること。 〔配点5点〕

(評価事項)

- a 関係機関等の連携による消費者被害防止ネットワークの取組を推進するための方策が、有効かつ実効性があるものである。

消費者の安全・安心の確保の方策が実効性のあるものであること。 〔配点5点〕

(評価事項)

- a 商品の安全性や性能等に関する消費者からの苦情・問合せに適切に対応するための商品テストや技術相談対応、試買テスト等の実施方策が、実効性のあるものである。